

1998年3月5日  
(平成10年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 山本章

臨時福祉特別給付金支給業務に係るコンピュータ利用について（答申）

1998年（平成10年）2月12日付けで諮問された、臨時福祉特別給付金支給業務（以下「本業務」という。）に係るコンピュータ利用について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報保護条例第11条の規定によるコンピュータ利用を認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、コンピュータ利用の必要性及び安全対策は、次のとおりである。

- ・ 平成10年分所得税等の特別減税に関連し、老齢福祉年金の受給者等及び高齢の低所得者の生活の安定と福祉の向上並びに低所得の在宅ねたきり老人等に対する在宅介護の支援に資するため、臨時特例の措置として、臨時福祉給付金、臨時介護福祉金、臨時特別給付金及び一時金を国の施策に基づき支給するものである。
- ・ これらの支給対象者は、各種福祉手当の受給者等及び65歳以上の市民で市民税が非課税との制限が加えられている。
- ・ 給付金を受けるためには、本人が3月25日までに申請する必要があるが、給付金の性格及び対象者の特殊性から、事前に対象者を抽出して申請を指導することが求められる。
- ・ そのための作業として、各種福祉手当等の受給台帳、住民基本台帳等による所在を照合し、重複資格の確認を行い、受給資格者及び受給資格見込者を確認するとともに、給付金支給対象者名簿を作成し、これらを基に対象者に対し申請指導を行う。

- ・ 本業務は、事務執行期間が限定され、手作業による照合は時間的に困難であり、緊急性が求められることから、照合作業等一連の事務をコンピュータ化し、事務処理の効率化や正確化を図るとともに、支給対象者が申請するに当たっての利便と市民サービスの向上が図られる。
- ・ 日常的な処理体制及び安全対策としては、本業務における個人情報の保護及び安全対策を図るため、「藤沢市臨時福祉特別給付金支給業務にかかる個人情報取扱要領」を定め、システム及びデータ保護の管理を行う。

### 3 審議会の判断理由

以下のことから、コンピュータ利用を認めるものである。

- ・ コンピュータ利用の必要性  
本業務は、本人からの申請に基づき給付されるものであるが、申請者の大部分が高齢者や障害者であることから、照合作業をコンピュータ化し、事前に対象者を抽出し、申請指導を行う必要性は認められる。また、事務処理を短期間で行う必要があることから緊急性があり、市民サービスはもとより、事務の効率化や正確化を図るためにもコンピュータを利用する必要性は認められる。
- ・ 取り扱う個人情報の範囲  
支給要件が、各種福祉手当等の受給台帳を基に生存の確認及び市民税課税状況によることとなっていることから、各種福祉手当等の受給台帳の個人情報のうち支給対象者に係る氏名、住所、生年月日、証書番号及び認定年月日、住民基本台帳及び外国人登録台帳の個人情報のうち支給対象者に係る氏名、住所、生年月日並びに市民税課税台帳の個人情報のうち支給対象者及び世帯全員の氏名、住所、生年月日、続柄及び所得状況を利用する必要があるところ、その利用の範囲は本業務における必要最小限の項目であると認められる。
- ・ 他のファイルとの結合  
本業務におけるシステムは、事業主管課における独立したシステムであるため、他のファイルとの結合による個人情報の加工処理はされないと考えられる。
- ・ 本業務の処理に当たっては、個人情報の保護及び安全対策のために必要な事項を定めた「藤沢市臨時福祉特別給付金支給業務にかかる個人情報取扱要領」に基づき運営されるため、安全対策上の配慮がなされていると認められる。

以 上